

今年4月19日、東京都豊島区東池袋4丁目の都道で、旧通産省工業技術院の元院長（87）が運転する車が約150メートル暴走して通行人をはね、母子2名が死亡、他に元院長を含む8人が重軽傷を負う交通死亡事故が発生しました。

死亡した母子の遺族は同月24日に会見を開き、「最愛の妻と娘を突然失い、ただただ涙することしかできず絶望しています。寿命が尽きるまで一緒にいると信じていましたが、たった一瞬で未来が奪われました。この悔しさはどれだけ時間が経っても消えません」「少しでも運転不安な人は考えて」と涙ながらに訴え、その姿が度々報道されました。



このように、最近高齢者ドライバーによる痛ましい交通事故のニュースがよく見かけられるようになりました。

警視庁の統計によると、交通事故全体の発生件数は減少傾向にありますが、高齢ドライバーによる交通事故発生件数は年々増加し、全体の約2割を占めています。

これに伴い、平成29年3月に高齢ドライバーの事故防止対策が進められ改正道路交通法が成立しましたが、いまだにマスコミによる報道を目にします。



### 高年齢ドライバーの特徴

事故が発生する原因の多くは、安全不確認、発見の遅れや判断・操作の誤りによるものです。これは加齢による身体機能低下の他、注意力、判断力低下が大きく影響し、高齢になると「**2つのことを同時に確認することが難しくなってくる**」と言われます。運転経験豊富な方ほど「自分は大丈夫!」と思いがちですが、実はベテラン高齢ドライバーが起こす事故も少なくありません。

### 運転免許証の自主返納



高齢ドライバーの交通事故対策の一環として免許の自主返納が推奨されています。

反面、免許を返納すると「買い物や通院に困る」など高齢者の生活スタイルは大きく変化するため、消極的な方が多いことも事実です。

自分の体の衰えや運転の不安、家族などから「運転が心配」と言われたりしたら被害者・加害者になる前に勇気を出して免許証の自主返納も考えましょう。

### おわりに

運転免許証の自主返納は、とても大きな決断になると思います。

交通事故はいつ自分が被害者・加害者になるかわかりません。記事冒頭で取り上げたような悲しい事故を起こさないためにも、身体機能・認知機能の衰えを感じたら自主返納を検討してみませんか？

### 返納者は「運転経歴証明書」の交付を受けることができます

申請することで、運転免許証を所持していたことを証明する「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。免許証と同じサイズで有効期限はなく、身分証明書として使用することができます。

